

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正により、運転免許試験等に係る手数料の額の標準が改められることから、本県の当該手数料の設定等を行うため、および道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正により、運転免許証の更新を受けなかった者に対して運転経歴証明書を交付することができることとなることに伴い、当該交付の手数料を設定するため、滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) やむを得ない理由のために運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する運転免許試験および運転免許証交付に係る手数料を新たに設定することとします。（別表第7関係）
- (2) 運転免許証再交付手数料の額の一部を改定することとします。（別表第7関係）
- (3) 運転免許証の更新を受けなかった者に対する運転経歴証明書の交付（再交付を含む。）の手数料を新たに設定することとします。（別表第7関係）
- (4) その他
 - ア この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行することとします。
 - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

道路交通法施行令の一部改正(手数料の標準額)に伴う 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部改正【12月1日施行予定】

道交法改正の概要

運転免許試験手数料および 免許証交付手数料の減額

運転免許証の更新を受けることができなかったやむを得ない理由に「公安委員会がやむを得ないと認める事情があったこと」が新たに加えられる(政令第33条の6の2第6号)。
(運転者管理システムの障害等により免許証更新事務の遂行が困難となった場合等を想定)
→ その手続きにこれまでよりも容易かつ迅速に判断することが可能となることから、運転免許試験の一部免除に係る手数料を減額することとする。【公安委員会事情】

免許証再交付手数料の減額

免許証を亡失・滅失等した場合に限らず、免許証の記載事項変更の届出をした場合などにも再交付申請が可能となるなど、免許証の再交付申請の要件が緩和されたことに伴い、申請者が当該要件に該当するかどうかをこれまでよりも容易かつ迅速に判断することが可能となる。
→ その手続に要する人件費を見直し、免許証再交付手数料を減額することとする。

運転経歴証明書の交付手数料の新設

運転経歴証明書の交付要件の追加(法105条第2項)
免許証の更新を受けなかった者も運転経歴証明書の交付申請(再交付を含む。)が可能となる。
→ 手数料額の変更無し

手数料の改正 【減額7件・新設1件】

内 容	現行額	改正額 下段は公安委員会事情有
大型免許、中型免許 または準中型免許に係る試験手数料	1,900円	1,900円 事情有 800円
普通免許に係る試験手数料	1,900円	1,900円 事情有 800円
特定第一種免許※または大特二種免許 もしくは牽引二種免許に係る試験手数料	1,900円	1,900円 事情有 800円
小型特殊免許または原付免許 に係る試験手数料	1,900円	1,900円 事情有 800円
大型二種免許、中型二種免許 または普通二種免許に係る試験手数料	1,900円	1,900円 事情有 800円
免許証交付手数料	2,050円	2,050円 事情有 1,700円

※ 特定一種:大特免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は牽引免許をいう。

内 容	現行額	改正額
免許証再交付手数料	3,500円	2,250円

内 容	現行額	改正額
法第104条の4第6項(法第105条第2項において 準用する場合を含む。)の規定に基づく運転経 歴証明書の交付(再交付を含む。) 【準用規定新設】	1,100円	1,100円 (変更なし)

運転免許に係る手数料については、道路交通法施行令(政令)で「手数料標準額」が定められており、この「標準額」に基づいて各都道府県ごとに条例で定めることとされている。

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略				本則および付則 省略			
別表第1～第6 省略				別表第1～第6 省略			
別表第7（第2条関係）				別表第7（第2条関係）			
道路交通法に基づく警察関係事務手数料				道路交通法に基づく警察関係事務手数料			
1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料				1 道路交通法第112条第1項の運転免許等関係の警察関係事務手数料			
納付すべき者	区分		金額	納付すべき者	区分		金額
(1) 道路交通法（以下この表において「法」という。）第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者	運転免許試験手数料	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る試験 (7) 省略 (イ) 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円	(1) 道路交通法（以下この表において「法」という。）第89条第1項の規定による運転免許試験を受けようとする者	運転免許試験手数料	ア 大型自動車免許、中型自動車免許または準中型自動車免許に係る試験 (7) 省略 (イ) 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円（ <u>道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この表において「政令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証（以下</u>

			この表において「免許証」という。)の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円)
	(ウ) 省略	(ウ) 省略	
	イ 普通自動車免許に係る試験	イ 普通自動車免許に係る試験	
	(イ) 省略	(イ) 省略	
	(イ) 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	(イ) 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円 (政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円)
	(ウ) 省略	(ウ) 省略	
	ウ 特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普	ウ 特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普	

通自動二輪車免許または
けん
牽引免許をいう。以下同
じ。) または大型特殊自
動車第二種免許もしくは
けん
牽引第二種免許に係る試
験

(7) 省略

(イ) 法第97条の2第1項 1,900円
第3号または第5号に
該当して同項の規定の
適用を受ける場合

(ウ)、省略

エ 小型特殊自動車免許ま
たは原動機付自転車免許
に係る試験

(7) 法第97条の2第1項 1,900円
の規定の適用を受ける
場合

通自動二輪車免許または
けん
牽引免許をいう。以下同
じ。) または大型特殊自
動車第二種免許もしくは
けん
牽引第二種免許に係る試
験

(7) 省略

(イ) 法第97条の2第1項 1,900円(政令第33
第3号または第5号に 条の6の2第6号
該当して同項の規定の に掲げるやむを得
適用を受ける場合 ない理由のため免
許証の更新を受け
ることができなか
った者に対する試
験にあっては、800
円)

(ウ) 省略

エ 小型特殊自動車免許ま
たは原動機付自転車免許
に係る試験

(7) 法第97条の2第1項 1,900円(政令第33
の規定の適用を受ける 条の6の2第6号
場合 に掲げるやむを得

						ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円)
		(イ) 省略 オ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る試験			(イ) 省略 オ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許に係る試験	
		(フ) 省略			(フ) 省略	
		(イ) 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円		(イ) 法第97条の2第1項第3号または第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円(政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円)
		(ウ) 省略 カ 省略			(ウ) 省略 カ 省略	

(1) の2および (2) 省略				(1) の2および (2) 省略			
(3) 法第92条第1項の規定による運転免許証(以下この表において「免許証」という。)の交付を受けようとする者	免許証交付手数料	ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証	2,050円(法第92条第1項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)	(3) 法第92条第1項の規定による免許証の交付を受けようとする者	免許証交付手数料	ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証 (7) (イ)に掲げる交付以外の交付	2,050円(法第92条第1項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)
						(イ) 政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けること	1,700円(法第92条第1項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る免

		イ 仮運転免許に係る免許証	1,150円
(4) 法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者	免許証再交付手数料	ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証 イ 仮運転免許に係る免許証	3,500円 1,150円
(4)の2～(11) 省略			
(12) 法第108条の2第	講習手数料	ア～コ 省略 サ 法第108条の2第1項	

		ができなかった者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付	許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、1,700円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載することに200円を加えた額)
		イ 仮運転免許に係る免許証	1,150円
(4) 法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者	免許証再交付手数料	ア 第一種運転免許または第二種運転免許に係る免許証 イ 仮運転免許に係る免許証	2,250円 1,150円
(4)の2～(11) 省略			
(12) 法第108条の2第	講習手数料	ア～コ 省略 サ 法第108条の2第1項	

1 項各号に掲げる講習を受けようとする者	第11号に掲げる講習 (7) および (i) 省略 (ウ) 法第92条の2第1項の表備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	1,350円（国家公安委員会規則で定める <u>道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）</u> 第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、800円）
(13) 省略	シ～セ 省略	

注1～8 省略

2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料

区 分	金 額
(1)～(10) 省略	
(11) 法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の交付（再交付を含む。）の手数料	同 1,100 円
(12)・(13) 省略	

1 項各号に掲げる講習を受けようとする者	第11号に掲げる講習 (7) および (i) 省略 (ウ) 法第92条の2第1項の表備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	1,350円（国家公安委員会規則で定める <u>政令第33条の7</u> 第2項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、800円）
(13) 省略	シ～セ 省略	

注1～8 省略

2 その他道路交通法に基づく警察関係事務手数料

区 分	金 額
(1)～(10) 省略	
(11) 法第104条の4第6項（ <u>法第105条第2項において準用する場合を含む。</u> ）の規定に基づく運転経歴証明書の交付（再交付を含む。）の手数料	同 1,100 円
(12)・(13) 省略	

以下 省略

以下 省略